# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊佐市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

#### 評価実施機関名

伊佐市長

#### 公表日

令和7年8月29日

## I 関連情報

1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務					
①事務の名称	予防接種に関する事務					
②事務の概要	〈事務全体の概要〉 伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために、予防接種関係法令に基づく定期予 防接種、及び伊佐市が行政措置として行う任意予防接種の実施について必要な事務を行う。 〈特定個人情報ファイル使用事務の内容〉 ①接種対象者の把握と個別通知による予診票の交付 ②予防接種歴の記録管理 ③予防接種による健康被害の救済措置 〈特定個人情報ファイル使用事務の内容〉 ①接種対象者の把握と個別通知による予診票の交付 ②予防接種歴の記録管理 ③予防接種歴の記録管理 ③予防接種歴の記録管理 ③予防接種による健康被害の救済措置					
③システムの名称	<ul><li>・地域健康支援システム(健康かるて)</li><li>・中間サーバー</li><li>・MICJET番号連携サーバー</li></ul>					
2. 特定個人情報ファイル	名					
・予防接種情報ファイル						
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	番号法別表14の項					
4. 情報提供ネットワーク	レステムによる情報連携					
①実施の有無	<選択肢>					
②法令上の根拠	<情報照会の根拠> 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、26、27、28、29の項 <情報提供の根拠> 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、26の項					
5. 評価実施機関における	担当部署					
①部署	こども課					
②所属長の役職名	課長					
6. 他の評価実施機関						
なし						
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求					
請求先	こども課 鹿児島県伊佐市大口里1888番地 電話 0995-23-1311					
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ					
連絡先	こども課 鹿児島県伊佐市大口里1888番地 電話 0995-23-1311					
9. 規則第9条第2項の適	用 [ ]適用した					
適用した理由						

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上					
いつ時点の計数か		令和7年5月31日 時点					
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		<選択肢> [ 500人未満 ] 1)500人以上 2)500人未満					
	いつ時点の計数か	令和7年5月31日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか		<選択肢> [ 発生なし ] 1) 発生あり 2) 発生なし					

## Ⅲ しきい値判断結果

## しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
[ 基礎	項目評価書	]		<選択肢> 1) 基礎項目評価 2) 基礎項目評価 3) 基礎項目評価	i書及び	重点項目評価書 全項目評価書	
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。							
2. 特定個人情報の入手(	情報提供ネット	ワークシステム	を通じた入手	を除く。)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ +:	分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され			
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[ +:	かである	1	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)にセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ +:	かである	]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され			
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ 〇 ]委託しない							
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	С		]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され			
5. 特定個人情報の提供・移車	伝(委託や情報提	提供ネットワークシ	ステムを通じた	:提供を除く。)	I	]提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[ +:	分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	続	E 3	接続しない(入手)	I	]接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ +:	分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[ +:	分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され			

7. 特定個人情報の保管・消去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
8. 人手を介在させる作業	[ ]人手を介在させる作業はない				
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
判断の根拠	わかりやすいマニュアルを作成し、その内容を職員が理解することで、ミスの発生リスクを低減させて、 組織的な対応としての防止策を更新していく。				
9. 監査					
実施の有無	[O]自己点検 []内部監査 []外部監査				
10. 従業者に対する教育	- 啓発				
従業者に対する教育・啓発	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない				
11. 最も優先度が高いと	考えられる対策 [ ]全項目評価又は重点項目評価を実施する				
最も優先度が高いと考えられ る対策	[3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ] <選択肢> 1)目的外の入手が行われるリスクへの対策 2)目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4)委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5)不正な提供・移転が行われるリスクへの対策 5)不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6)情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7)情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9)従業者に対する教育・啓発				
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> [ 十分である ] 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
判断の根拠	アクセスが可能な職員は、限定しており、アクセス可能な職員を定期的にデータ管理することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。				

#### 変更箇所

<u> </u>	ולי				
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	システムの名称	<ul><li>・地域健康支援システム(健康かるて)</li><li>・中間サーバー</li></ul>	・地域健康支援システム(健康かるて) ・中間サーバー・MICJET番号連携サーバー	事後	
平成29年4月1日	所属長	こども課長 大山 勝徳	こども課長 堀之内 博行	事後	
平成29年4月1日	対象人数 いつの時点の計数か	平成27年9月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年4月1日	取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年9月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
令和1年6月26日	I 関連情報 5.評価実施機関 における担当部署 ②所属長 の役職	こども課長 堀之内 博行	課長	事後	記載事項修正
令和1年6月26日	Ⅳ リスク対策		新様式への変更(Ⅳリスク対策を追加)	事後	主務省令等の改正
令和2年5月29日	全体				評価の再実施
令和3年6月25日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	令和3年9月1日に施行され る番号利用法の改正による修
令和7年8月29日	Ⅰ-3 法令上の根拠	・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(番号法)第9条第1項及び別表第一の10の項・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令」第10条	番号法別表14の項	事後	
令和7年8月29日	Ⅰ-4-② 法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「都道府県知事又は市 町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に 「予防接種法による予防接種の実施に関する 情報」が含まれる項(16の2の項) (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「都道府県知事又は市 町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による予防接種の実施に関する事務」が 含まれる項(16の2の項) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のう ち、第二欄(情報照会者)が「市町村長」の項のう ち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付の 支給」が含まれる項(17、19の項) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のう 支、第二欄(情報照会者)が「市町村長」の項のう 支、第二欄(情報照会者)が「市町村長」の項のう 支、第二欄(青報照会者)が「市町村長」の項のう 支、第二欄(青報照会者)が「市町村長」の項のう 支、第二欄(青報照会者)が「市町村長」の項のう 支、第二欄(青報照会者)が「市町村長」の項のう 支、第二根(事務)に「予防接種法による給付の 支給」が含まれる項(18の項)	<情報照会の根拠> 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表25、26、27、28、29の項 <情報提供の根拠> 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表25、26の項	事後	
令和7年8月29日	Ⅱ-1 いつの時点の計数か	令和2年5月29日 時点	令和7年5月31日 時点	事後	
令和7年8月29日	Ⅱ-2 いつの時点の計数か	令和2年5月29日 時点	令和7年5月31日 時点	事後	
令和7年8月29日	Ⅳ リスク対策		2項目の追加 8.人手を介在させる作業 11.最も優先度が高いと考えられる対策	事後	